|  |
| --- |
| **令和７年度　依存症問題啓発週間・月間等広報企画運営業務****企画提案公募　仕様書** |

**１ 事業名**

令和７年度　依存症問題啓発週間・月間等広報企画運営業務

**２ 目的**

大阪府（以下「府」という。）では、「ギャンブル等依存症対策基本法」及び「大阪府ギャンブル等依存症対策基本条例」に基づき、５月を「大阪府ギャンブル等依存症問題啓発月間」とし、また「アルコール健康障害対策基本法」に基づき、１１月１０日から同月１６日までを「アルコール関連問題啓発週間」としている。

府は、これら法律や条例の趣旨を踏まえ、依存症についての誤解や偏見がなくなり、依存症の問題に悩む本人及びその家族等が、適切な支援につながることができるよう、普及啓発活動を実施するとともに、若年層向けには、若年から依存症に関する正しい知識を持ち、理解することで早期予防につながるよう取り組んでいる。

本業務は、上記月間及び週間におけるイベントの開催や年間を通じた総合的な広報活動を展開することにより、若者をはじめ広く府民の関心を喚起し、依存症の正しい知識の普及と理解の促進等を図ることを目的に実施するものである。

**本公募は、「令和７年度大阪府一般会計予算」が議決され、本業務に係る予算が発効することを前提に実施される停止条件付きの公募です。この条件が整わない場合には、提案を公募したに留まり、いかなる効力も発生しません。**

**３ 契約期間**

契約日～令和８年３月３１日

**４ 委託上限額**

22,000千円（税込）

**５ 業務内容**

　本事業では、「ギャンブル等依存症問題啓発月間」、「アルコール関連問題啓発週間」及び「年間を通した広報の実施」の企画運営を実施すること。

**Ⅰ【ギャンブル等依存症問題啓発月間】**

　＜概要＞

　　　「第２期大阪府ギャンブル等依存症対策推進計画」における「第４章 具体的な取組 重点施策② 依存症に関する正しい知識の普及と理解の促進」に基づく普及啓発活動として実施するものであり、「本人の意志や性格は関係なく、誰でも依存症になる可能性がある」ことや「依存症は適切な支援により回復が可能である」などのメッセージが伝わるイベントや広報を実施する。

1. イベント関連

|  |
| --- |
| イベントの概要 |
| 開催日 | 令和７年５月２４日（土曜日） |
| 会場 | 大阪市中央公会堂　大集会室（予定）　（控室あり） |
| 会場確保日時 | 令和７年５月２４日（土曜日）午前９時30分から午後９時３０分 |
| 会場費 | ４０万円程度（概算）・必要な付帯設備等により金額が変わるため、付帯設備利用料及び技術料等について会場ホームページ等にて確認し、委託料に含め積算すること。・会場費、付帯設備利用料及び技術料等のイベント開催にかかる一切の費用は委託料に含むものとし、その支払いは受注者において行うこと。 |
| 対象者 | ・府民及び府内在勤・在学等のすべての人・主たるターゲット層：若年層（１０～２０代） |
| 観覧料 | 無料 |
| 目標値 | 当日参加者数６００人／オンデマンド配信５，０００人以上 |
| 事業評価指標 | ・当日参加者数・その他、事業者と府で協議して定めた客観的な指標 |

|  |
| --- |
| イベントの内容 |
| ホール内でのイベント | 座席形式 | シアター型 |
| 開催時間 | 120分程度 |
| プログラム進行イメージ | 第１枠：パフォーマンス等第２枠：講演等第３枠：パフォーマンス等 |
| 講演等の内容 | 〇依存症に関わる医師等（精神科医等）によるギャンブル等依存症の正しい知識の普及を目的としたものとすること。〇医師等の選定は府で行う。なお、講師謝礼の支払いは、受託者にて行うこと。【参考】府研修講師謝礼基準　最大５６,０００円（医師職）〇ギャンブル等依存症の当事者やその家族等を起用する場合は、府と協議のうえ決定すること。 |
| プログラム等の内容 | 〇若年層やギャンブル等依存症問題に関心のない層の興味・関心を惹くプログラム及びキャスティングを企画すること（参加者性別に大きな偏りが生じにくいよう配慮することが望ましい）。＜例＞・音楽、パフォーマンス、配信者、声優、著名人等 |
| ロビー等でのイベント | イベントの内容 | 〇参加者への適切な情報提供やメンタルヘルスへの関心を高めるためのコーナーを３か所程度設置すること。なお、依存症問題に取り組む民間団体や行政等の情報提供コーナーを設置することとし、リーフレット等を配架するだけでなく、団体や行政職員と来場者が対話できるようなブース形式とすること。＜例＞・依存症問題に取り組む民間団体等の情報提供コーナー　　　・ストレスチェック等のメンタルヘルスに関するコーナー　　　・ギャンブル等依存症問題に関する○×クイズコーナー　　　・大阪府ギャンブル等依存症相談支援アプリ「Day See」体験コーナー |
| 開催時間 | 〇ホール内でのイベントに先立って開催することとし、ホール内でのイベント終了後も参加できる時間設定とすること。 |
| イベントのオンデマンド配信 | 〇ホール内での講演・パフォーマンスを動画撮影し、オンデマンド配信用データとして記録・制作すること。〇SNS広告等効果的なツールを活用し、オンデマンド配信用データの広報を実施すること。※オンデマンドデータを制作する際の留意事項〇目に留まりやすい視認性や訴求性の高いものであること。〇色覚障がいや聴覚障がいのある人への配慮もすること。〇データは転換部分の削除、字幕の挿入、明るさの調整等の編集を行い納品すること。〇完成までは、本府による複数回の内容確認及び修正等の指示を受けること。〇地域保健課依存症対策グループのYouTubeアカウントに投稿するため、適した動画形式に設定すること。 |
| その他、イベントに含める事項 | 運営 | 〇運営マニュアルや進行台本を作成し、府による複数回の内容確認及び修正等の指示を受けること。〇運営に係る人員は受託者において確保すること。 |
| イベント広報にかかる資材等の制作・配布 | 〇行政機関・医療機関・関係機関等へ配布するイベントフライヤーやポスターの制作・印刷等、目標値達成のための広報業務を実施すること。〇制作費、印刷費等は委託料に含めることとする。〇必要に応じて、府が編集できるよう素材を提出すること。 |
| イベントの記録 | 〇会場の様子等を写真撮影し、納品すること。〇写真は大阪府ＨＰ等に掲載するため、著作権や肖像権等に十分配慮すること。〇必要に応じて、モザイク処理を施す等の編集を行うこと。〇必要に応じて、府が編集できるよう素材を提出すること。 |
| ノベルティ | 〇イベント参加意欲や満足度の向上のため、参加者へのノベルティ等の製作・配布を行うこと。〇もずやん等の行政オリジナルキャラクター等を使用する場合は府と協議し、使用許可を得ること。〇制作費、デザイン費等は委託料に含めることとする。 |

1. 広報関係

|  |
| --- |
| 広報の概要 |
| 実施期間 | 令和７年５月１日（木曜日）から５月３１日（土曜日） |
| 対象者 | 府民及び府内在勤・在学等のすべての人 |
| 広報エリア | ・大阪府全域※大阪市内、堺市内は１か所以上必ず実施すること |
| 広報内容 | ・ギャンブル等依存症問題啓発月間の広報・上記（１）イベント関連の広報・行政が実施するギャンブル等依存症問題啓発月間での取組み・ギャンブル等依存症問題啓発動画の広報 |
| 広報手法 | ・SNS等を活用した配信等による広報・大型モニター（デジタルサイネージを含む）やポスター等を活用したインパクト性の高い広報 |
| 府から提供するもの | ・府が提供するギャンブル等依存症問題啓発動画等を活用して放映・広報等行うこと。【動画の種類及び形式等】５月は大阪府ギャンブル等依存症問題啓発月間です（地域保健課依存症対策グループのYouTubeチャンネルに掲載しているもの）・15秒の横型動画：WMV形式、MP4形式・30秒の横型動画：WMV形式、MP4形式・３分の横型動画　：WMV形式、MP4形式 |

**Ⅱ【アルコール関連問題啓発週間】**

＜概要＞

　　　「第２期アルコール健康障がい対策推進計画」における「第４章 具体的な取組み 取組施策②　広報・啓発の推進」に基づく普及啓発活動として実施するものであり、「飲酒のリスクを下げるための啓発」や「不適切な飲酒の防止」などのメッセージが伝わる事業を実施する。

　　　また、アルコール関連問題（アルコール健康障がい及びこれに関連して生ずる飲酒運転、自殺等の問題）の正しい知識の普及ができるイベントや広報を実施する。

1. イベント関連

|  |
| --- |
| イベントの概要 |
| 開催日 | 令和７年11月８日（土曜日）から11月９日（日曜日） |
| 会場 | 府が指定する商業施設等 |
| 会場費 | 45万円程度（概算）　・必要な付帯設備等により金額が変わるため、付帯設備利用料及び技術料等について概算額を委託料に含め積算すること。　・会場費、付帯設備利用料及び技術料等のイベント開催にかかる一切の費用は委託料に含むものとし、その支払いは受注者において行うこと。 |
| 対象者 | ・府民及び府内在勤・在学等のすべての人・主たるターゲット層：特に配慮を要する者（20歳未満の者・女性・妊産婦・若い世代・高齢者） |
| 参加料 | 無料 |
| 目標値 | 当日参加者数７００人（350人×2日） |
| 事業評価指標 | ・当日参加者数・その他、事業者と府で協議して定めた客観的な指標 |

|  |
| --- |
| イベントの内容 |
| 体験型ブースによるイベント | 参加形式 | 体験型イベント |
| 開催時間 | 4２0分程度（10時～1７時等）×２日 |
| 体験型ブースの内容 | 〇アルコール関連問題に関する体験ができるイベントを実施する。各ブースを回ってもらうため、スタンプラリー形式などとすること。＜例＞・アルコールパッチテスト　　　・飲酒量やお酒の飲み方チェック　　　・もずやんと学ぶクイズ大会〇啓発動画の普及を行うためのコーナーを設けること。※舞台でのダンス、歌、クイズ大会など集客要素を入れること　（ただし、会場との協議必要）※民間団体の協力を得る場合は、事前に府と協議すること。 |
| 情報提供コーナー | 〇参加者への適切な情報提供やアルコール関連問題への関心を高められるようなコーナーを設置すること。＜例＞・府内でアルコール関連問題に取り組む民間団体等の情報提供コーナー　　　・アルコール関連問題に関する○×クイズ　　　・パネル展示 |
| その他、イベントに含める事項 | 運営 | 〇運営マニュアルや進行台本を作成し、府による複数回の内容確認及び修正等の指示を受けること。〇運営に係る人員は受託者において確保すること。 |
| イベント広報にかかる資材等の制作・配布 | 〇行政機関・医療機関・関係機関等へ配布するイベントフライヤーやポスターの制作等、目標値達成のための広報業務を実施すること。〇制作費、印刷費等は委託料に含めることとする。〇必要に応じて、府が編集できるよう素材を提出すること。 |
| イベントの記録 | 〇会場の様子等を写真撮影し、納品すること。〇写真は大阪府ＨＰ等に掲載するため、著作権や肖像権等に十分配慮すること。〇必要に応じて、モザイク処理を施す等の編集を行うこと。 |
| ノベルティ | 〇イベント参加意欲や満足度の向上のため、参加者へのノベルティ等の制作・配布を行うこと。〇もずやん等の行政オリジナルキャラクター等を使用する場合は府と協議し、使用許可を得ること。〇制作費、デザイン費等は委託料に含めることとする。 |

（２）広報関係

|  |
| --- |
| 広報の概要 |
| 実施期間 | 令和７年11月10日（月曜日）から11月16日（日曜日） |
| 対象者 | 府民及び府内在勤・在学等のすべての人 |
| 広報エリア | ・大阪府全域 |
| 広報内容 | ・アルコール関連問題啓発週間の広報・上記（１）イベント関連の広報・行政が実施するアルコール関連問題啓発週間での取組み・アルコール関連問題啓発動画の15秒版やバナー広告等の制作及び広報 |
| 広報手法 | ・SNS等を活用した配信等による広報※SNS広告にかかるアカウント開設時は府に事前確認をすること・大型モニター（デジタルサイネージを含む）やポスターを活用したインパクト性の高い広報 |
| 府から提供するもの | ・府が提供するアルコール関連問題啓発動画を活用し、各動画のターゲット層に訴求力のある方法で放映・広報等行うこと。【動画の種類及び形式等】・知ろう！気づこう！アルコール健康障がい（若者編・妊産婦編・会社員編・高齢者編）2分30秒のアニメーション横型動画（４種類）：MP4形式・知ろう！気づこう！アルコール健康障がい（全体版）８分のアニメーション横型動画（１種類）：MP4形式・女性の方に知ってほしいアルコールとの付き合い方５分３０秒のメッセージ横型動画（１種類）：MP4形式（全て地域保健課依存症対策グループのYouTubeチャンネルに掲載しているもの） |

**Ⅲ【年間を通した広報の実施】**

＜概要＞

　おおさか依存症ポータルサイト等の府の実施する事業に関する広報を年間を通して実施し、広く府民に周知を行うことで、府民の依存症に関する関心を高め、正しい知識の普及と理解の促進等を行う。

|  |
| --- |
| 広報の概要 |
| 実施期間 | 「契約締結後すみやかに」から令和８年３月３１日（月曜日） |
| 対象者 | 府民及び府内在勤・在学等のすべての人 |
| 広報エリア | ・大阪府全域 |
| 広報内容 | ・ギャンブル等依存症、アルコール依存症など依存症についての正しい知識・大阪府の依存症対策おおさか依存症ポータルサイトギャンブル等依存症対策基金　等・府の指定する内容の広報を協議のうえ、実施すること。 |
| 広報手法 | ・上記広報内容の認知度向上や理解促進に向けて、各種媒体を活用した広報　＜例＞SNS、YouTube、Tver、新聞、ラジオ、雑誌、ウェブサイト、大型モニター、ポスター、イベントへの出展　等 |
| 目標値 | おおさか依存症ポータルサイトの閲覧数：年間20,000件 |
| 府から提供するもの | ・おおさか依存症ポータルサイトの普及啓発動画15秒：ＭＰ４形式・ギャンブル等依存症対策基金HPのURL・見出し画像 |

６．企画提案を求める内容

　Ⅰ【ギャンブル等依存症問題啓発月間】

（１）業務の全体企画

|  |
| --- |
| ≪企画提案を求める内容≫実施期間において、参加者が、依存症問題に関心を持ち、依存症に関する正しい知識を身につけ、依存症への偏見がなくなることができるような事業の企画及び運営体制について、公募実施要領「審査基準」に即して、創意工夫して具体的に提案すること。提案にあたっては、次に掲げる事項を明確にすること。・ギャンブル等依存症問題啓発に向けた効果的・効率的なプロモーション業務の全体像（コンセプト及び特徴等）・イベント参加者数 |

（２）依存症問題啓発イベントの企画・運営

|  |
| --- |
| ≪企画提案を求める内容≫府民が依存症に関する正しい知識を持ち、その理解が促進されることにより、依存症に対する偏見がなくなるような企画を公募実施要領「審査基準」に即して、創意工夫して具体的に提案すること。提案にあたっては、次に掲げる事項を明確にすること。・企画の概要・イベント会場のコンセプト、内容、レイアウト・イベントのプログラム案、出演者候補と依頼にかかる経費（複数名記載可）・オンデマンド配信の制作・広報手法 |

（３）広報関係の立案・実施

|  |
| --- |
| ≪企画提案を求める内容≫府民に依存症問題の興味・関心を持ってもらうため、より多くの府民の目に留まる広報プランを創意工夫して具体的に提案すること。提案にあたっては、次に掲げる事項を明確にすること。・PR広報の全体仕様・SNSを活用した広域的な広報の展開手法・地域保健課依存症対策グループのYouTubeに掲載している府制作のギャンブル等依存症問題啓発動画の視聴回数を増やす手法・イベント周知のための広報物や月間PRにかかる府制作のポスター等の活用方法（主要駅での広告等）・マスメディアへの掲載等、不特定多数に対し広報が可能な手法（新聞広告への掲載等）・その他独自事業（提案があれば） |

（４）業務遂行能力

|  |
| --- |
| ≪企画提案を求める内容≫事業実施体制及び人員（配置する人員数や、資格・技術など）等の全体計画、契約期間内の全体スケジュール、著作権等コンプライアンスへの取組みに加え、類似事業の実績がある場合は過去（３年以内）の実績について示すこと。なお、ここでいう類似事業とは、大型イベントの企画運営に関する事業とする。 |

Ⅱ【アルコール関連問題啓発週間】

（１）業務の全体企画

|  |
| --- |
| ≪企画提案を求める内容≫実施期間において、アルコール関連問題に関心を持ち、府民が飲酒に伴うリスク等に関する正しい知識を身につけ、アルコール関連問題への偏見がなくなることができるような事業の企画及び運営体制について、公募実施要領「審査基準」に即して、創意工夫して具体的に提案すること。提案にあたっては、次に掲げる事項を明確にすること。・アルコール関連問題啓発に向けた効果的・効率的なプロモーション業務の全体像（コンセプト及び特徴等）・イベントへの参加者数の目標 |

（２）依存症問題啓発イベントの企画・運営

|  |
| --- |
| ≪企画提案を求める内容≫府民がアルコール関連問題に関する正しい知識を持ち、その理解が促進されることにより、アルコール関連問題に対する偏見がなくなるような企画を公募実施要領「審査基準」に即して、創意工夫して具体的に提案すること。提案にあたっては、次に掲げる事項を明確にすること・実施する企画の概要（体験型イベント）・イベント会場のコンセプト、内容、レイアウト・イベントのプログラム案 |

（３）広報関係の立案・実施

|  |
| --- |
| ≪企画提案を求める内容≫府民にアルコール関連問題の興味・関心を持ってもらうため、より多くの府民の目に留まる広報プランを創意工夫して具体的に提案すること。提案にあたっては、次に掲げる事項を明確にすること・PR広報の全体仕様・SNSを活用した広域的な広報の展開手法・地域保健課依存症対策グループのYouTubeに掲載している府制作のアルコール関連問題啓発動画の視聴回数を増やす手法・イベント周知のための広報物等の活用方法（主要駅での広告等）・独自事業（提案があれば） |

（４）業務遂行能力

|  |
| --- |
| ≪企画提案を求める内容≫事業実施体制及び人員（配置する人員数や、資格・技術など）等の全体計画、契約期間内の全体スケジュール、著作権等コンプライアンスへの取組みに加え、類似事業の実績がある場合は過去（３年以内）の実績について示すこと。なお、ここでいう類似事業とは、大型イベントの企画運営に関する事業とする。 |

Ⅲ【年間を通した広報の実施】

（１）広報関係の立案・実施

|  |
| --- |
| ≪企画提案を求める内容≫ギャンブル等依存症など依存症についての正しい知識の普及や大阪府の依存症対策への理解・関心を高めるため、より多くの府民の目に留まる広報プランを創意工夫して具体的に提案すること。提案にあたっては、次に掲げる事項を明確にすること。・PR広報の全体仕様・ギャンブル等依存症や府の依存症対策の理解促進につながる効果的な広報媒体や広報の展開手法・ギャンブル等依存症対策基金の認知度向上や理解促進、基金への寄附につながるような効果的な広報の媒体・手法・その他独自事業（提案があれば） |

（２）業務遂行能力

|  |
| --- |
| ≪企画提案を求める内容≫事業実施体制及び人員（配置する人員数や、資格・技術など）等の全体計画、契約期間内の全体スケジュール、著作権等コンプライアンスへの取組み等。 |

７．委託業務の実施状況の報告

受注者は契約締結後、定期的に委託業務の進捗状況を発注者に報告すること。イベント等終了日の翌日から２週間以内に実施状況を書面により発注者に報告すること。なお、発注者は、業務内容等について随時報告を求めることがあるため、協力すること。

（１）業務全体の報告書の提出

　　委託業務終了後、「業務全体の報告書」を作成し、令和８年４月15日（水曜日）までに提出すること。

（２）記録写真の撮影等

イベント等の様子や全体像が分かるように録画や撮影等を行い、発注者に提出すること。なお、記録物は、府が府民等に施策の情報を発信する際に使用すること等が想定されるため、これらの用途としても活用できるよう、権利関係等の処理を行うこと。提供方法は、電子データにより納品することとし、業務終了後すみやかに提出すること。

（３）アンケートの実施と業務の効果検証

イベント参加者等にアンケートを実施し、結果のとりまとめ及び分析をすること。また、イベント実施期間中の日々の参加者数に加え、各ステージイベントの観客数を把握すること。アンケートの実施に当たっては、事前に発注者と調整すること。

８．委託事業の実施上の留意点

（１）経費について

本事業に要する画像等の著作権及び使用料、情報発信、運搬費等の費用は、全て委託金額内に含むものとする。万が一、委託金額を超えた場合は、受注者が負担すること。

（２）著作権に係る留意事項

* 成果物及び成果物に使用するため作成したすべてのもの（原稿及び写真、データ等）の著作権（著作権法第21条から第28条に定める権利を含む）は、発注者に帰属するとともに、本業務終了後においても発注者が自由に無償で使用できるものとする。
* 受注者は著作者人格権を行使しないものとする。
* イベント出演者等の調整は原則受注者が行うものとする。
* イベントで使用する映像及び音声に係る著作権、肖像権などの権利関係の処理・調整については受注者が行い、成果物に使用されるすべてのものは、必ず著作権等の了承を得て使用すること。
* 成果物が第三者の著作権等を侵害したことにより当該第三者から制作物の使用の差し止め又は損害賠償を求められた場合、受注者は発注者に生じた損害を賠償しなければならない。

（３）委託業務の実施上の留意点

* 業務の遂行にあたって、常に公正かつ中立的な姿勢を保つことを心がけるものとする。
* 本業務を通じて知り得た情報（個人情報を含む）は、業務実施以外の目的で利用してはならない。
* 再委託は原則禁止とし、必要が生じた場合は発注者と協議の上決定する。

（４）委託業務の実施状況の報告

* 受注者は契約締結後、随時、本業務の準備状況、実施状況等を書面により大阪府に報告すること（様式自由）。なお、イベント等ごとの終了後に実施状況を書面により発注者に報告すること。諸経費の内訳についても、イベント等ごと及び最終報告にて発注者に報告すること。
* 受注者は、事業が著しく遅滞した場合などは、発注者の求めに応じて原因の分析、課題の抽出、改善策の策定など必要な措置を行い、その結果を書面で報告すること。
* 発注者は、必要に応じて、業務の準備状況、実施状況等について報告を求めることがあるため、受注者はこの求めに応じなければならない。

（５）書類の保存

* 受注者は、会計に関する諸記録を整備し、事業年度終了後５年間保存するものとする。

（６）その他留意事項

* 受注者は、契約締結後直ちに業務の実施体制に基づく責任者を指定し、発注者へ報告すること。
* 受注者は、契約締結後14日以内に、業務実施計画書（業務スケジュール）（５．（４）に記載するPR計画を含むもの。）を発注者へ提出すること。
* 受注者は、契約締結後、業務の実施に際しては、発注者の指示に従うこと。
* 本業務の実施にあたり、本仕様書に明示なき事項及び疑義が生じた場合は、発注者と受注者で協議の上、業務を遂行する。
* 受注者は、業務の具体的な内容については、大阪府と協議の上で決定すること。ＰＲに必要なノベルティを手配する場合は、種類・数量等を府と協議したうえで決定する。
* 本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合には、府と協議すること。